

# 相模原市節電対策基本方針

～電力不足の危機を乗り越えるために～

平成23年5月

相模原市

## 1 基本方針策定の目的

未曾有の被害をもたらした東日本大震災により、原子力発電所の事故など電力会社の発電設備に甚大な被害が生じたことから、震災以降、電力の供給力が大幅に低下した状況にある。

現在、被災した火力発電所の復旧や緊急設置電源の導入、また国民や産業界における節電への協力などにより、計画停電は「不実施が原則」というところまで電力の需給バランスは改善しつつある。しかしながら、電力需要のピークを迎える夏場においては深刻な電力不足が見込まれており、今後の見通しは依然として非常に厳しい状況となっている。

本市では、震災発生直後より、庁舎や公共施設における節電対策に一早く取り組んできたところである。しかしながら、大規模な停電の発生による市民生活の混乱や経済活動の停滞といった事態を回避するため、市民サービスへの影響には極力配慮しつつ、より一層の節電対策を講じていかなければならない。また、何より市民・事業者・行政などあらゆる主体が、「自らが節電対策の主役である」という認識を共有し、それぞれの役割を担いつつ、力を合わせてこの危機を乗り越えていかなければならない。

このため、一事業者たる市としての率先した取組をはじめとして、市民・事業者に対する節電意識の啓発や節電への取組に対する支援など、総合的かつ着実な節電対策の推進を図ることを目的として、ここに相模原市節電対策基本方針を定める。

なお、電力需給状況や国における対策の動向等を注視しつつ、さらなる対応が必要とされる事態が生じた場合は、本方針の見直しを行い、状況に応じた柔軟な対策を講ずるよう努めるものとする。

## 2 取組の方向性

市も電力の大口需要家であることに鑑み、率先した節電対策を実施する。

また、市民・事業者の皆様には、「自らが節電対策の主役である」ということを理解し、積極的に取り組んでいただけるよう、節電対策に対する支援や啓発活動などにより、あらゆる主体の参加のご協力をお願いし、国の電力需給対策で示された15%削減の目標達成を目指した、全市的な節電対策の展開につなげる。

## (1) 市施設における節電対策

- ・ 市民サービスへの影響には極力配慮した取組とし、原則として窓口の休業や、ホール・公民館などの市民利用施設の閉館は行わない。  
ただし、市民利用施設についても節電対策を講ずることから、利用者に対しても理解・協力を要請していく。
- ・ 今夏に限らず、来年度以降も継続できるような取組とするとともに、契約電力の引き下げ等に努める。
- ・ 職員の意識改革を促すために、節電効果の「見える化」を図る。

### 【市施設の抑制目標】

市民や市内企業に対しても節電への協力を呼びかけていく立場から、事業所である市としては率先して、平成23年7月から9月にかけての間、政府が示した需要抑制目標を上回る20%減(※)を抑制目標とする。

※7月～9月の間における平日9時から20時の間の使用最大電力に対する対前年抑制率。

※施設機能や業務形態により20%抑制することが困難な施設においては、15%を最低限の抑制目標とし、他の施設等で補完することにより、市の施設全体としての使用最大電力20%減を達成するものとする。

## (2) 市民・事業者への支援

- ・ 市民・事業者向けの新たな支援制度を構築し、速やかに実施する。  
(事業者に対する節電アドバイザー制度 など)
- ・ 節電対策に関連した既存事業について、制度の拡充や運用方法の見直しなどにより積極的な活用を図る。  
(住宅用太陽光発電システム設置補助の前倒し実施 など)
- ・ 節電対策パンフレットを作成・配布する。

## (3) 啓発活動

- ・ 広報さがみはら・市ホームページ等、様々な情報ツールを活用し、情報発信や呼びかけを行う。
- ・ 節電に関するセミナーや勉強会等の啓発活動を実施する。
- ・ 広域的な連携による啓発活動を実施する。  
(九都県市との連携、県内全域での『節電チャレンジ』の実施 など)
- ・ 小中学校において節電教育に取り組む。

### 3 具体的な取組

#### (1) 市施設における節電対策

##### ①設備・機器等の使用抑制

###### ○照明

- ・蛍光灯の間引き消灯（継続）
- ・昼休みの完全消灯（※窓口を除く）（継続）
- ・水曜日・給料日等におけるノー残業デーの徹底（継続）
- ・19時以降の完全消灯（新規）
- ・時間外勤務におけるフロアごとの輪番消灯（時間外勤務専用スペースの設置）（新規）  
（例）月曜日は、本館3階・第1別館2階を完全消灯

###### ○OA機器

- ・パソコンのスタンバイモード設定（新規）
- ・プリンター・コピー機の稼働台数の削減（新規）

###### ○エレベーター

- ・各棟の稼働基数の削減（1基のみ稼働）（継続）

###### ○トイレ

- ・温水便座の使用抑制、前洗浄の停止（継続）
- ・こまめな消灯（継続）

###### ○自動販売機

- ・節電を業者に要請（新規）

###### ○空調

- ・終業時前（16時30分）に停止（継続）
- ・室温28℃の徹底（継続）
- ・フロアごとの輪番停止（※窓口を除く）（新規）  
※各棟のフロアを3～4グループに分け、ローテーションによる空調停止を実施。

###### ○管理体制

- ・各所属における節電マネージャーの配置（新規）
- ・チェックリストによる実効性の確保（新規）

##### ②クールビズ実施期間の拡大（5月9日～10月31日）（新規）

（※従来は6～9月の4ヶ月間）

##### ③夏季休暇等の確実な取得

- ・夏季休暇の完全取得、夏季における年次休暇の計画的長期取得

#### 【実施時期】

(1) 本庁舎（本館・第1別館及び第2別館）については、クールビズを除き、新規の対策を6月1日から9月30日まで実施する。

(2) 市民利用施設等においては、これらの取組内容に準じ、実現可能な取組を早期に実行していくものとする。

## (2) 市民・事業者への支援

### 【市民向け】

#### ○太陽光発電システムの設置促進（住宅用太陽光発電システム設置補助）

太陽光発電システムの設置者に対する支援を実施する。

（制度変更の内容）

※今夏に向けた早期の設置を促進するため、これまでの期別受付（4月・7月・10月）の制度を廃止し、前倒しでの申請受付を実施する。

#### ○太陽熱利用システムの設置促進（住宅用太陽熱利用システム設置補助）

太陽熱利用システムの設置者に対する支援を実施する。

#### ○住宅の省エネ化の促進（住宅リフォーム助成制度）

断熱改修など、住宅の省エネ化に対する支援を実施する。

#### ○壁面緑化の推進（みどりのまちづくり奨励金交付事業）

- ・「みどりのカーテン」の普及に向け、アジサイフェアにおいてゴーヤの種を配布する。
- ・日差しの緩和効果により建物の温度上昇を防ぐ、壁面緑化に対する支援を実施する。

### 【事業者向け】

#### ○節電アドバイザーの派遣（新規）

市内事業所の節電への取組を支援するため、専門家によるアドバイスを無料で実施する。

#### ○節電対策パンフレットの作成・配布（新規）

小規模事業者における節電行動の促進を図るため、節電対策の内容や節電への取組を促すためのチェックリストを盛り込んだパンフレットを作成・配布する。

#### ○省エネ設備等の導入促進（地球温暖化防止支援資金）

太陽光発電等省エネ効果のある設備の導入に対する支援を実施する。

#### ○自家発電施設の整備促進（中小企業等施設整備特別融資）

大規模な自家発電設備又は蓄電設備の整備に対する支援を実施する。

※制度の活用促進のため融資額下限を3,000万円から1,000万円に引下げ

#### ○商店街街路灯の高効率化の促進（商店街街路灯高効率化促進事業）

LEDやメタルハライドランプ等、商店街街路灯の省エネ型電球への転換に対する支援を実施する。

#### ○蓄電器等の導入支援策の検討

事業者の省エネ促進や停電への対策を支援するため、小型の蓄電器や発電機等の設備投資支援や、省エネを実施するために必要となる機器類の導入支援策の検討を行う。

### (3) 啓発活動

#### ○節電のPRや効果的な情報提供

市ホームページ・広報さがみはら・地域情報紙などあらゆる情報ツールを活用し、節電の必要性や節電メニューの周知を図ることにより、市民・事業者に対する節電意識の向上や主体的な節電行動への参加を促す。

- ・広報さがみはら（7月1日号）での節電特集
- ・地域情報紙（7・8・9月号）に市民向け節電対策の記事を掲載
- ・市ホームページに節電ページを作成

※より幅広く、かつきめ細やかな情報提供を行うため、関係機関・団体等に対しても協力を求める。

#### ○節電に関するセミナーや勉強会等の啓発活動

- ・環境情報センターにおいて、家庭向けの節電セミナーや、夏休み環境学校等の機会を通じた節電啓発を実施する。
- ・事業者を対象に節電をテーマとしたフォーラムを開催するほか、関係団体と連携し節電に関するセミナーを開催する。

#### ○節電対策パンフレットの作成・配布（再掲）

#### ○小中学校における節電教育の実施

授業や夏休みの課題等の機会を活用し、節電の必要性などについて学ぶための取組を実施する。

#### ○昼休み時間の延長及びサマータイムの導入促進方策の検討

事業者がピークカットを行うために取り組む、昼休み時間の延長やサマータイムの導入を支援するための方策を検討する。

#### ○『節電チャレンジ』への参加の呼びかけ

夏場に向けた節電の社会実験として、6月22日に県内全域で実施する『節電チャレンジ』への参加を促す。

※取組の結果について速やかに公表するとともに、今後の節電対策につなげていくこととする。

## 4 実施スケジュール

本方針に基づく取組は、以下のスケジュールで実施する。

なお、暖房使用の影響により冬期には再び電力需要が増加することから、電力需給状況や国における対策の動向等を注視しつつ、必要に応じて10月以降も取組を継続することとする。

	5月	6月	7月	8月	9月
市施設における節電対策	<b>継続した取組の実施</b>				
	<b>新たな節電対策の実施</b>				
市民・事業者に対する支援	<b>既存施策の活用</b> ・住宅用太陽光発電システム設置補助 ・中小企業融資制度 ・商店街街路灯高効率化促進事業 など				
	<b>新規施策の実施</b> ・節電アドバイザーの派遣 ・新たな支援策の検討 など				
啓発活動	<b>節電の啓発、情報提供等</b> ・市ホームページの活用 ・節電セミナーの開催 ・関係機関・団体等への協力要請など				
	●『節電チャレンジ』 ●節電特集（広報さがみはら7/1号） ● (7・8・9月号地域情報紙)				

## 〈参考〉

国の電力需給対策で示された節電メニューと電力の削減効果は以下のとおり。この節電対策メニューと効果を幅広く周知し、15%削減に向けた取組みを促す。

### 家庭の節電対策メニュー

機器	節電対策	削減率
エアコン	室温 28℃を心がけ、設定温度を 2℃上げる	10%
	「すだれ」「よしず」などで日差しを和らげる	10%
	無理の無い範囲でエアコンを消して、扇風機を使う	50%
冷蔵庫	・設定を「強」から「中」に ・扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込まない	2%
照明	日中は消灯、夜間も出来るだけ減らす	5%
テレビ	省エネモードに設定。画面の輝度を下げ、必要なとき以外は消す	2%
温水洗浄便座 (暖房便座)	・便座保温・温水のオフ機能やタイマー節電機能を利用 ・コンセントからプラグを抜く	1%未満
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫に保存	2%
待機電力	・リモコンの電源ではなく、主電源を切る ・長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く	2%

※節電効果の記載値は、在宅世帯の日中の平均的消費電力（14時：約1,200W）に対する削減率の目安。